

平成23年 第2回定例会での一般質問と答弁

○ 17番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号1、災害発生時の小学生に対する安全な下校の確保について、でございます。東日本大震災が発生したとき、小学校では5校時が終わった児童が下校し始めたころでした。災害発生時の小学校の下校に関する対応について、保護者からは不安の声と感謝の声がありました。

(1)、東日本大震災発生時における各小学校の下校の対応について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 小学校におきましては、在校学年や周囲の状況などをもとにした各学校の判断により、7校が保護者への引き渡し下校を実施し、残る4校は集団下校を実施いたしました。

○ 17番（大久保もりひさ君） 保護者への引き渡しを行わず集団下校させた学校が4校であったという御答弁でございました。

続きまして、(2)、東日本大震災発生時における各小学校の保護者への連絡対応について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 稲城市立小学校における東日本大震災発生時の保護者への連絡対応につきましては、メールや電話により連絡した学校は7校、連絡しなかった学校が4校で、この4校につきましては、集団下校を行った学校でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） メールや電話で連絡した学校が7校で、連絡しなかった学校が4校との御答弁でございました。震災当日、電車がとまってしまったために、帰宅したくても帰れない。我が子の状況は全くわからない。そのような中で、保護者の子供に対する不安ははかり知れないほど大きなものがあると思いますが、保護者に連絡しない学校が4校もあったということが信じられないのですが、どのような判断でそのようになったのでしょうか、伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） この4校の判断につきましては、児童のお宅のそばまで引率して各家庭に送り届けるというところまでは完了したわけでございますけれども、その後、保護者の帰宅が困難になっているという状況についての認識が不足していた、またその後お子様たちが各御家庭で食事などに困っているという状況の把握ができていなかったということで、課題になったと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 当日は建設環境委員会の日で、全部終わった後、ちょうど夕方ぐらいから、近所でお子さんを預かっている家庭もありましたし、一応保護者にはメールで連絡したのだけれども、学校からは何の連絡もないということもわかったとか、当日

の夜も翌日もその話で持ち切りで、何人の方からお話を伺ったかわからないぐらいに問題になっておまして、ちょうど私の近隣で集団下校させた小学校がたまたま重なっていたものですから、また矢野口におきまして同じような話がありましたので、今回質問させていただいているわけでございます。

確かに、稲城の場合は震度5弱ですか、私たち、特に平場にいる人間にとっては、そんなにひどい災害であるとは感じなかった。あの日も、夕方には第三小学校に行ったのですが、ガラスに1枚、ちょっとひびが入っただけで、ほかに何もなかったといったことを確認させてもらったのです。そういう状況ですから、当然そんなに電車が長時間とまるとはだれも考えない。私も考えなかったですし、最終的には、すぐそばの第一中学校が避難所になって、多くの方が帰宅難民で避難されたりしたのですけれども、確かにそこまで想定はできなかったというのはあるとは思いますが、集団下校をさせて、その後の状況を見た上で、実際にはずっと電車もとまっていたわけですから、その後でも何か手が打てなかったのか。例えばメール配信をされている学校もありましたから、後でもメール配信するとかということもできたでしょう。確かに、どのうちも、自宅にお子さんが帰ったか、または近所の親しい人が預かって保護していらっしやったか、どちらかだったので、そういう意味では一応そこで学校での責任というのは果たしていらっしやったのかもしれませんけれども、もう一步考えると、その後の状況を踏まえて、もう少し手が打てなかったか。例えば集団下校させましたということをメール配信しておけば、帰宅難民になっていらっしやった保護者の方々も大分安心されたのかということもいろいろありますので、いろいろな課題が浮き彫りになったと思います。

そこで、(3)、災害発生時の小学生に対する安全な下校の確保のために、児童の下校の対応や保護者への連絡対応、地域との連携などに関するガイドラインやマニュアルを整備すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） このたびの震災発生時の稲城市立小学校の対応は、さきにお伝えしたとおりですが、安全な下校を実施できた一方で、各学校における下校時刻の違いなどの理由から、下校方法などに学校によって違いが生じ、市外で仕事につかれている保護者の中には不安な思いをされた方もいらっしやったと認識しております。今後につきましては、対応マニュアルなどの整備をして、震度に応じた対応の基準及び下校状況等を保護者に確実にお知らせする方法の検討をしてみたいと思います。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今、保護者の不安な声があったのは認識しているといったお話でしたが、逆に、最初に申し上げましたように、感謝の声もございました。例えば、稲城第三小学校におきましては知的障害学級がございます。いなほ学級とか、4組とかという名称になっているのですけれども、ここにおきましては、既に下校を始めた児童もいたのですけれども、担当の特別支援学級の教員の方々が走って行って、一たん全員学校に引き返させて、最終的に引き渡し下校をさせたのです。これには保護者の方がすごく喜ばれていました。どうしても第三小学校と平尾小学校にしか学級がないものですから、遠くから通って

いる子も電車で通っている子供たちもいたものですから、そういう子たちが当然迷ってしまう、困ってしまうということがあって、自転車とかですぐ追いかけて行って、全員学校にしっかり引き戻して、最終的に保護者に引き渡し対応をされました。それがまた翌日にすごく話題になっていまして、本当にありがたいということで、何人もの保護者の方々から感謝の言葉を伺いました。そういう意味では、学校によっても対応が違ったり、そういう特別支援学級、障害児を抱えていらっしゃる学級の教員の方々の意識はすごく高く、それは別に校長の指示云々ではなくて、ぱっとすぐ飛び出していったようです。その辺がそれぞれの学校によって違うのですけれども、子供の命を預かっているということを考えると、どの学校においても、別にマニュアル化していなくても、緊急で教員の判断で動けるぐらいの意識の高さがあるとありがたいと思います。

今の御答弁の中で、まず1つ目として、対応マニュアル等を整備する。2つ目に、地震の震度に応じた対応の基準を決める。3つ目に、児童の下校の状況等を保護者に確実に知らせる方法を検討するとの御答弁でございました。対応マニュアルを整備することや、地震の震度に応じた対応の基準を決めることは、当然必要なことであり、専門家の意見を聞いて速やかに実行していただきたいと思います。児童の下校状況等を保護者に確実に知らせる方法を検討するという点について、でございますが、震災当日、電話は全くつながりませんでした。メールではタイムラグがあったにせよ連絡ができましたので、メールによる学校から保護者への連絡体制の整備が基本となるのではないかと考えます。PTAや学校長と協議して、整備を進めていただきたいと思います。既にメールによる連絡網を活用している学校の中には、日ごろから子供たちの安全対応をしてくださっている地域の方々にも学校からの情報を提供することで、協力体制を築いているところもございます。各学校やPTAの取り組み状況を精査した上で、各学校や地域に応じた体制をリードしていただければと思います。御見解を伺います。

しかし、これらの体制を整備するまでにはある程度の時間がかかると考えますので、すぐにできることとして、地震・噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板、災害用伝言ダイヤル171の活用を検討するべきではないでしょうか。録音時間が30秒と短いのですが、例えば「稲城〇〇小学校の児童は、全員学校で元気に過ごしています。保護者への引き渡しにより下校させますので、御安心ください」と小学校から録音しておけば、保護者がどこにいても我が子の状況を確認することができますので、大変有効であると思います。ただし、小学校の保護者という大人数での利用が可能かどうかの確認は必要であると思いますが、いずれにいたしましても、すぐに対応可能な手段を検討するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 災害発生時に学校から保護者、また地域の皆さんに迅速な情報提供ができるように、そのためにも関係者の方々の御意見を十分に伺って、連絡体制を築く必要があると認識しております。また、学校から保護者や地域の方々への情報伝達手段につきまして、御提案をいただきました災害用伝言ダイヤルの活用も含めて、十分研究して、その構築については早期に図っていきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

項目番号 2、特別支援教育のグランドデザインについて、でございます。

(1)、特別支援教育の現状について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 稲城市の特別支援教育の現状については、これまでニーズに応じて、小学校には稲城第三小学校と平尾小学校に知的障害固定学級、向陽台小学校に言語障害通級指導学級と情緒障害等通級指導学級を設置し、中学校には稲城第一中学校に知的障害固定学級と情緒障害等固定学級を設置しております。また、通常の学級における特別に配慮が必要な児童・生徒については、全小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、学習環境や人間関係などの調整や、個に応じた指導を充実させてきました。さらに、稲城市では独自に、個別の指導や教員研修の充実の目的で、各学校を巡回し指導・助言できる専門性の高い臨床心理士をセンターコーディネーターとして配置し、また都立特別支援学校の管理職経験者を特別支援教育研修推進員として配置して、各学校の支援の充実を図っているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 特別支援教育の体制が、少しずつではありますが、着実に前進してきた現状についてお聞かせいただきました。

(2)、知的障害児の特別支援教育の課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 知的障害児の特別支援教育については、早期に子供の教育的ニーズを把握し、成長に応じた継続的な支援を関係機関が協力して行う中で、将来の自立につなげていくことが重要です。そのための学校教育での課題としては、より一層教員の専門性を高めて、子供たち一人一人の障害の程度や特性に応じた指導を充実させる一方で、就学相談の充実や、保護者への啓発を十分に行っていく必要があります。また、学校内外での交流活動を充実させ、生涯にわたって地域で生活する基盤となる人間関係や相互理解を深めることではないかと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 御答弁いただきましたように、地域で安心して生活し続けるためには、学校内外での交流を行い、人間関係や相互理解を深めることが必要であると考えます。しかし、居住している地域に特別支援学級がなければ不可能でございますので、まずはニュータウン地域に知的障害特別支援学級を設置するべきだと考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） ニュータウン地域の知的障害固定制の特別支援学級の設置については、平尾小学校や第三小学校に通っていただいている現状から、通学の利便性の点から、新たに通学しやすい地域に設置する必要性があると考えております。余裕教室の状況やバスなどの便を考慮して、その設置に向けた検討を行っていきます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） これまで繰り返しニュータウン地域への固定型の知的障害特別支援学級の早期設置の必要性を訴えてきましたが、今回初めて、設置に向けた検討をするとのまことにありがたい御答弁をいただきました。ニュータウン地域の保護者の皆様に早速お知らせしたいと思います。できる限りスピードアップしていただいて、早期の実現を期待いたしております。

(3)、発達障害児の特別支援教育の課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 発達障害児の特別支援教育については、障害の特性に合わせて、将来の自立に向けて社会性を高め、社会の中で折り合いをつけて生活するスキルを獲得することや、苦手な分野などをさまざまな手段で補って生活することなどを身につけることが重要です。そのための課題としては、二次的な障害と言われるような人間関係上の誤解やトラブルに対して予防的に働きかける必要から、早期から保護者への啓発をさらに充実させながら、自閉症や学習障害、注意欠陥・多動性障害などに対する教員の理解と指導力を一層充実させることではないかと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 6月9日に公明党市議4名で、稲城第一中学校の自閉症・情緒障害学級を視察いたしました。御答弁と同様に、特別支援教育に携わる教員の発達障害に対する理解と指導力の向上が課題であるとの御説明を校長先生から受けました。しかし、実際に少人数指導の授業を参観させていただきましたところ、生徒それぞれの障害特性に配慮しながら教育・指導に取り組まれている熱い担当教員による授業風景でございました。また、一中には40年以上前に知的障害特別支援学級が設置されていますので、併設されている条件を生かした合同授業も実施されているということでした。中学校の自閉症・情緒障害学級が2年目を迎えて、本当に頑張っておられる様子を視察させていただき、やはり小学校にも固定型の自閉症・情緒障害学級の設置が必要であると痛感いたしました。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 情緒障害等の児童・生徒を対象とする特別支援学級については、現在、市内の中学校に固定製の学級がある一方で、小学校には設置されておられません。また、情緒障害等の通級指導学級についても、小学校に設置されている一方で、中学校には設置されておられません。こうした現状を教育委員会では早期に改善したいと考えており、保護者の方からも継続的な教育支援のニーズについてお聞きしております。したがって、教育委員会では、市全体の学校の教室配置や通学の利便性を考慮して、知的障害の固定製の学級同様に、情緒障害の学級の設置に向けた検討を今後行っていきます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 情緒障害学級の設置に向けた検討を行うとのこれまたありがたい御答弁をいただきました。早期の実現を期待いたしております。

(4)、特別支援教育の目指すべきグランドデザインについて、教育長の見解を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 今後目指すべき稲城市の特別支援教育のグランドデザインについて重要なのは、まず市全体を見た計画的な特別支援学級の配置でございます。特に児童・生徒の通学の利便性を十分に考慮する必要があります。次に、小学校1年生の就学前後の情報が適切に伝達されるよう十分考慮した就学相談を整備すること、さらには乳幼児期から就労まで一貫した支援の仕組みを教育や福祉などが中心となって構築していくことだと考えております。そして、将来的には東京都特別支援教育第三次計画も視野に入れながら、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級、固定学級の役割分担を明確にした重層的な支援体制を整備することができればと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 先日の私の代表質問に対しまして、5歳児健診の実施に向けた検討をするとの高橋市長の御答弁をいただきました。実現しました暁には、精神科医による5歳児健診や、保育園・幼稚園に臨床心理士などが訪問して実施するアウトリーチ健診などで得た情報につきましても、小学校に適切に伝達されることが必要になると考えます。また、御答弁のとおり、児童・生徒の通学の利便性を十分に考慮した特別支援学級の配置や、障害児の支援といった視点では、早期発見・早期療育から就労までの一貫した支援の仕組みづくりも重要でしょう。

御答弁の最後に、将来の特別支援教育のグランドデザインとして、東京都特別支援教育第三次計画を視野に入れて、通常学級の児童・生徒が校内で通級する特別支援教室、向陽台小学校に配置されている通級指導学級、三小と平尾小学校と一中に配置されている固定学級の役割分担を明確にした重層的な支援体制を整備することを表明していただきました。東京都特別支援教育第三次計画は、平成22年11月に東京都教育委員会が策定したものであります。手元にその概要版がございますが、この概要版の中の第3章第1項に「小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育体制」として、今御答弁にございました重層的な支援体制の絵があります。この絵を見ますと、東京都教育委員会がお考えになっているものは3層に分かれているということなのです。第1層が特別支援教室。稲城で申しますと、三小の稲三塾のような、クールダウンをしたり、個別指導を受けるといった教室だと思います。第2層が通級指導学級で、稲城で言いますと向陽台小学校に当たるということなのです。第3層の自閉症・情緒障害学級の固定学級、これはまだ稲城にはないということになると思います。この中で第1層の特別支援教室については、「すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する」と明記されているわけです。そして、「発達障害の程度等に応じ、個別指導等を実施する」。そして、「通級指導学校の教員による巡回指導・相談を行う」となっております。この1層・2層・3層の3層構造で重層的な支援体制をとということが将来の目標になってくるということだと思います。この3層目の固定学級がございませんので、先ほども提案を申し上げたところ、その実施に向けて検討しますということでございました。

この特別支援教室につきましては、今のところ正式にといいいますか、教員のやりくりをしながらやっていたのが三小だけだったということでございますが、東京都教育委員会では、平成24年度から特別支援教室モデル事業をやろうということで、ここにも記載

してありますし、平成 23 年度中にモデル地区の公募をするということでございますので、しっかり手を挙げていただいて、そのまますぐ三小でやられるのか、ほかでやったほうがいいのかの判断も含めて、しっかり御検討いただきたいと思えます。

さて、東京都特別支援教育第三次計画でいうところの重層的な支援体制の理想形というのは、すべての小中学校に固定型の知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害学級、そして校内で通級する特別支援教室を配置することであると考えます。本市の特別支援教育をこの理想形にいかに近づけていくことができるかは、高橋市長の双肩にかかっております。高橋市長の特別支援教室の拡充にかける御決意を伺います。

○ 市長(高橋勝浩君) 稲城市における今後の福祉と教育の目指す方向性の一つとしては、私が選挙公約でもお約束しております発達障害者支援センターの設置、これにあわせて就学前の 5 歳児の健診、また教育委員会で行っております就学相談と連続性を持たせて、子供の就学前支援と小中学校における特別支援教育を充実させて、障害のある子供への一貫した支援、こういった体制を確立することが非常に重要なことだと考えております。御質問のとおり、すべての小中学校にすべてのメニューを提供できるというのは一つの理想ではあるのですけれども、一方で心身障害学級の学級編制基準は、現行では通学する児童・生徒の人数の基準があるということでございますので、そういった意味では、ニーズに合わせて、人数に合わせて学級編制ができるということではございますけれども、稲城市におきましては、人口急増ということ踏まえて、施設面での問題がある。小中学校には空き教室がそうたくさんあるわけではございませんので、この通学される人数での基準、さらに施設での問題もありまして、なかなか思うように進まないという部分はございます。今後とも特別支援学級の充実が図られるように、これまでに増して教育委員会に対して一つの支援に努めてまいりたいと思っております。

○ 17 番(大久保もりひさ君) 障害児、また障害者への支援について、しっかり取り組んでいくということを表明していただきました。よろしくお願い申し上げます。

項目番号 3、ちびっ子広場を公園として整備・活用することについて、でございます。本市の土地区画整理事業地内では公園の増設・整備が進んでおりますが、そのほかの地域では、ちびっ子広場がその役割の一部を担っている状況であります。しかし、ちびっ子広場は、土地所有者との貸借契約が満了または解除された場合には、直ちに設置した工作物等を撤去した上で土地を返還しなければならないことから、防犯灯や上水道の設置など、地域住民の要望に沿った整備は困難であります。

そこで、(1)、まず公園の配置の現状について伺うものであります。

○ 都市建設部長(井上一彦君) 市内には、大規模な総合公園から小規模な街区公園を含め、現在 131 カ所、約 94 ヘクタールの公園がございます。公園の配置につきましては、多摩ニュータウン地区や土地区画整理事業地区のように、計画的に配置されている地区がございますが、それ以外の既成市街地には、民間の開発事業により帰属された公園や借地による、

ちびっ子広場などが配置されている状況でございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 公園の配置には地域的な偏りがあると思いますが、現状はいかがでしょうか。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 地域別に公園の状況を見ますと、地区面積に対する公園の割合での状況になりますけれども、多摩ニュータウン地区では平均 18%以上が確保されており、既成市街地を見ますと、平尾地区の約 4%が一番多い状況でございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 地区面積に対する公園の割合を教えてくださいましたが、ニュータウン地域では 18%以上が確保されているけれども、既成市街地では一番多い平尾地区でさえ 4%しかないとの驚くべき格差の実態が明らかになりました。既成市街地の状況を詳しく知りたいと思いますので、地区別の公園の割合をすべて教えてくださいませんか。

○ 都市建設部長（井上一彦君） まず、これも地区面積に対する公園の割合でございますけれども、矢野口につきましては約 1.9%の状況でございます。東長沼地区につきましては約 2.7%です。大丸地区につきましては約 1.7%。百村地区につきましては約 2.4%。坂浜地区につきましては約 0.1%。平尾地区につきましては約 4.2%。押立地区については約 2.2%の状況でございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） ニュータウン地域の 18%に対して、坂浜が 0.1%と。ほかも大体、平尾以外は 2%前後ということでございました。余りもの格差に驚きを禁じ得ません。

そこで、次の質問に移らせていただきます。(2)、土地区画整理事業地以外における公園の増設・整備について、市の認識を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 土地区画整理事業地以外の公園の増設・整備につきましては、現在、計画はございませんが、開発の事業面積が 3,000 平方メートル以上の民間開発の場合には、稲城市宅地開発等指導要綱に基づき公園を整備し、市に帰属することにより確保されている状況でございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 土地区画整理事業以外における公園の増設・整備の計画については現在はないということでございますが、市民からの公園整備の要望などはないのでしょうか。また、今後についてはどのような対策を検討されているのでしょうか、伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 新たな公園の整備の要望でございますが、ちびっ子広場でございますけれども、現在、下塚戸ちびっ子広場の整備について要望書をいただいているところでございます。要望の内容につきましては、改めて具体的にお話をお聞きしたいと考えているところでございます。

今後の対策でございますけれども、今年度予定しております緑の基本計画の中で、自然環境保全審議会の御意見なども伺いながら、適切な公園の配置について検討していきたいと思っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 下塚戸ちびっ子広場を整備して公園として利用したいとの住民の皆様の御要望につきましては、私も直接伺っております。改めて要望をお聞きいただけるということでございますので、よろしく願いいたします。

また、今年度策定する緑の基本計画の中で、適切な公園設置を検討するというところでございますが、現在の極端な格差を是正していただき、どの地域に居住しようとも平等に公園利用ができるように、適切な公園配置に取り組んでいただきたいと思います。

ただし、適切な公園の配置を検討するときには、その公園の目的やしつらえもあわせて検討するべきだと考えます。御承知のとおり、組合施行の大丸南土地区画整理事業により建設されました山崎公園と東方公園は、地域住民だけでなく、幅広い年代層の多くの市民に利用されているレクリエーションとコミュニケーションの場となっております。この公園を整備するために、地域住民・自治会・小学校・幼稚園などの利用する人たちの代表による公園整備計画策定委員会をつくり、市内の公園の現地視察や近隣市の公園の調査を実施した後、地権者にアンケート調査を行って、両公園の設計を決めました。その結果、現在のように、山崎公園と東方公園のにぎわいが創出されたものであると思います。適切な公園設置を検討されるときに、成功事例である公園委員会の手法を取り入れていただきたいと思います。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 公園のしつらえにつきましては、これまでもいろいろなところでお話をさせていただいておりますけれども、あくまでも市のほうではなくて、利用する方々の御意見を聞きながら整備したいと思っております。まず、その御意見のとり方につきましては、今御質問いただきました検討委員会のあり方については、場所等でもいろいろございますので、検討会の設置がいいのか、そのようなことについては自治会とかその周辺の方々のお話を聞きながら進めていきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(3)、ちびっ子広場の現状について伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） ちびっ子広場の現状ですが、市内には現在 12 カ所、約 8,400 平方メートルのちびっ子広場がございます。ちびっ子広場は、土地所有者の御厚意により土地をお借りしており、土地所有者の事情により返還の申し出があった場合、原状復旧

し返還することとなっております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） ちびっ子広場は、市内に 12 カ所、約 8,400 平方メートルの広さであるとの御答弁でしたが、8,400 平方メートルは 0.84 ヘクタールでございますので、市内の公園の 94 ヘクタールに対して 1%にも満たない広さということでございます。公園の 1%にも満たない本当にわずかな広さのちびっ子広場が、子供たちの遊びの場として、とても大切な空間になっているわけでございます。

さて、もう少しちびっ子広場の現状を伺いたいと思いますので、地域別のちびっ子広場の数と広さを教えてください。

○ 都市建設部長（井上一彦君） まず、矢野口地区につきましては 3 カ所でございます。面積は約 2,403 平方メートルでございます。次に、大丸地区には 1 カ所ございまして、面積は約 127 平方メートルでございます。次に、押立地区につきましては 3 カ所ございまして、面積が約 1,280 平方メートルでございます。次に、百村地区には 1 カ所でございます。面積が約 556 平方メートルでございます。次に、坂浜地区には 2 カ所でございます。面積が約 2,714 平方メートルでございます。次に、平尾地区には 1 カ所でございます。面積が約 1,218 平方メートルでございます。あと、若葉台地区に 1 カ所でございます。面積が約 190 平方メートルでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） これまでの御答弁で、ニュータウン地域では 18%以上の公園が確保されているけれども、既成市街地では一番多い平尾地域でもわずか 4%しかないこと、そして土地区画整理事業地以外では公園整備の見込みがないこと、そしてちびっ子広場は公園に比べて 1%にも満たない本当に狭い広さしかないということがよくわかりました。その現状を踏まえて、次の質問に移ります。

(4)、公園が配置されていない地域では、ちびっ子広場を公園として整備し、活用することができる制度を創設するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 多摩ニュータウン地区や土地区画整理事業地区では計画的に公園が配置されておりますが、既成市街地では計画的な配置が困難となっております。その中でもちびっ子広場は、公園としての遊び場のほか、地域の方々による盆踊り等でも活用されている箇所もございます。こうしたことから、利用実態や市内の公園の配置状況を考慮し、ちびっ子広場を長期的にお借りするための方策について、今後研究してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） これまでの御答弁で明らかになりましたけれども、市内の公園整備の地域による不均一や格差の実態から考えて、研究するという表現をされるとは思いませんでした。現在、公園を整備する制度の計画がないからなのでしょうか。それとも、第四次長期総合計画に位置づけられていないからなのでしょうか。そういう意味で検討とは

御答弁できなかったのでしょうか。公園が配置されていない地域では、ちびっ子広場を公園として整備し活用することができる制度を創設するべきであると申し上げました。例えば、現在稲城市でも行われておりますように、市内の小中学校の敷地のように、本市が土地所有者から有料で賃貸借し、相続が発生したときは相続税の減免とその土地を買い取る契約をすれば、土地所有者にメリットがありますし、公園に利用するものとして契約すれば、水道や防犯灯の設置など、公園としての整備ができますので、本市と利用する住民にも大きなメリットがあります。早急に創設するべきであると考えます。高橋市長のお考えを伺います。

○ 市長（高橋勝浩君） 確かに、これまでの過去の開発の経緯も含めて、既存の市街地の中に公園の面積が非常に少ないというのは、一朝一夕に解消できるものではないし、また非常に多額の財源が必要になってきますので、なかなか難しいと思いますけれども、それを補完する意味で、小中学校の校庭の開放とか、さまざまな代替措置というのは今後も検討していかなければいけないと思います。ちびっ子広場、借地公園をまた拡充していくというのも一つの有効な手だてだと思っております。御提案のように、何らかの地主さんに対してのメリットがあるような形を検討しながら、今後もちびっ子広場の拡充ができるようになっていくように頑張っていきたいと思っております。先ほどの部長の答弁にもありましたように、長期的には、お借りすることのできる手法について今後研究していきたいということでございますけれども、可能な限り長期の借用ができれば、その分施設整備等の投資もできますので、そのような方向に向けて検討・調査をしていきたいと思っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今、借地公園ということで市長からお話をいただきました。私も、今回これを一般質問するに当たりまして、調べさせていただきました。借地公園は、20 年以上貸し付けを行うと、固定資産税が非課税になる、相続税が 40%減免になるという制度であるということですが、今借地公園というお話をいただきましたので、例えばこの制度ですと、当然土地所有者の方のメリットも大きいと思うのです。また、公園として整備することができたならば、稲城市にとっても、また地域住民にとっても、そのメリットは大変大きいと思います。近江商人の方々の言葉を借りれば、まさに売り手よし、買い手よし、世間よしの三方よしの制度ではないかと考えます。ちびっ子広場を公園として整備することが可能な借地公園という三方よしの制度を導入していただきたいと思っております。今、市長から結構前向きに御答弁もいただきまして、しっかり取り組むという御決意もいただきましたので、期待して、しっかりと注視してまいりたいと思っております。

続きまして、項目番号 4 に移ります。よみうりランド駅北側地域の駅前にふさわしい土地利用について、でございます。平成 20 年第 2 回市議会定例会の一般質問で、よみうりランド駅北側地域において、駅前にふさわしい土地利用が可能となるように用途地域等の変更を提案しましたところ、地域支援機能集積地としての用途地域などの変更が必要であると考えているけれども、よみうりランド通りの整備完了や生活道路などの整備状況を踏まえるとともに、本地域周辺の旧コカ・コーラ工場跡地などの用途地域の変更と連携しながら、まちづくりの誘導施策である地区計画制度を活用する中で変更していくことが必要ではないかと

考えているとの御答弁でございました。本地域の地権者の方々の意見を聞いて、地区計画の変更を実施する時期であると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） よみうりランド駅北側につきましては、よみうりランド通りの整備も完了し、平成20年第2回市議会定例会で答弁いたしましたとおり、地域支援機能集積地としての用途地域の見直しや、地区計画制度によるまちづくりを進める段階に来ていると考えております。一方、よみうりV通りの開通により、駅南側の土地利用や地区計画の見直しにつきましても、再検討を進める予定としておりまして、駅北側と南側の双方によって地域支援機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

御案内のとおり、本定例会に補正予算として、都市計画マスタープランの改定を2カ年の作業として上程させていただいておりますが、その作業の中で、よみうりランド駅を中心とした周辺地域全体のまちづくりや土地利用の方向性を定めてまいりますので、駅北側の地区計画等の策定作業につきましては、これと並行して進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今後2年間でよみうりランド駅の南側と北側の地区計画の見直しなどを並行して行うことはよくわかりましたが、一つ確認させていただきたいと思っております。この2カ年で策定するよみうりランド駅周辺地域全体のまちづくりと土地利用の方向性に関する情報を駅北側の地権者の方々に提供していただいた上で、市と地権者の方々と協議をしながら地区計画を策定していくと理解してよろしいのでしょうか。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 地区計画は、あくまでも地区にお住まいの、地区のまちづくりの計画でございますので、当然、当計画策定に当たりましては、今回都市計画マスタープランの改定の検討状況を踏まえながら、権利者、また関係する方々の御意見とかお話を聞きながらこの策定作業を進めていきたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

項目番号5、災害発生時の被災者情報管理体制の強化について伺います。災害発生時、自治体においては、被災者に対する行政サービスとして、被災証明書の発行と管理、罹災証明書の発行と管理、避難所の運営・管理、緊急援助物資等の管理、仮設住宅の建設と入退去の管理、義援金や遺族名簿の管理、住民の就学情報や福祉関連情報の管理、国民健康保険税や介護保険料等の各種負担の減免などの事務が発生します。これらの業務を紙ベースで処理しようとすると、膨大な時間がかかり、行政サービスの大幅な低下につながると考えます。財団法人地方自治情報センターは、被災者に関する情報や支援業務の総合的な管理が可能なソフトウェアとして、被災者支援システムをオープンソース化し、無償提供しています。本市におかれましては、早急に被災者支援システムを導入し、既存の行政情報システムと連携して運用できるように取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 総務部長（宮澤秀弘君） 被災者支援システムにつきましては、御質問のとおり、阪神・

淡路大震災の際に、避難者情報の把握、避難所・救援物資の管理、被災証明の発行、仮設住宅など、災害時に必要な行政業務を円滑に行うことを目的としたシステムでございます。本システムは、全国の自治体向けに、災害時に活用できるよう、財団法人地方自治情報センターが必要なソフトを無償提供しているものでございます。このほか、さらにサーバーや関連する機器の導入費、使用料、保守管理費用などの経費が必要となってまいります。このようなことから、市単独で導入するというよりも、東京都など、広域的な導入が効果的と考えておりますので、他自治体の状況、他自治体との連携なども含めまして、研究してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 私も初期費用の負担が気になっておりましたが、6月6日と7日の公明新聞に被災者支援システムの記事が掲載されておまして、あるまちでは、サーバーや関連装置、住民基本台帳との接続費用で初期費用 80 万円ということでございました。また、公明党の山本香苗参議院議員の報告では、民間に委託しても導入費用は数十万円程度ということですので、それほど大きな負担になる金額ではないと思います。

ところで、6月15日、内閣府は、東日本大震災で自宅から避難した人が6月2日現在12万4,594人に上ると発表しました。その避難先は47都道府県の1,061市区町村に及んでいるということでございます。明治大学大学院特任教授の中林一樹氏は、大規模な災害のときには、内閣府の発表のように、被災者が遠隔地に分散してしまうので、自治体と被災者のパートナー関係を取り戻すための遠地避難情報管理システムを構築するよう、国に対して提唱されております。これは、遠隔地に避難している被災者が遠地避難届を避難先で出すことにより、被災者の所在を自治体が把握することができるように、国が仲立ちをするシステムです。このように本来は国全体に共通方式のシステムをつくり上げるべきであると考えますが、まずは防災意識の高い自治体が被災者支援システムを導入し、近隣市を巻き込んで広域連携の方向にリードすることのほうが現実的であり、正しい選択であると考えます。今回の東日本大震災で学びましたように、いつ想定外の災害が発生しましても対応できるように準備しておくのが、行政の責任であると考えます。防災対策の強化に取り組むことを表明されました高橋市長の被災者支援システムの導入に取り組まれるお考えを伺います。

○ 市長（高橋勝浩君） まず、御質問の中で、被災地から全国へそれぞれ避難されている方についてどのような現住所状況なのかという部分につきましては、全国避難者情報システムが既に稼働しております。このネックになるのは、御本人の同意を得てその情報登録をするということになりますので、なかなか全員の御理解というのはまだ受けていないのですけれども、現時点で稲城市におきましては、住民登録をして移ってこられた方はいいわけでございますけれども、6月2日現在で住民登録をせずに避難されてきた方が66世帯107人いらっしゃるしまして、この御案内のもとにシステムに登録済みの方が16世帯39人。こちらからお伝えして、登録の意思確認中なのが40世帯54人。あと避難者ではないという方がいらっしゃるようで、いわゆる転勤の関係でこちらに来られており、住民票は移していないという方が10世帯14人ということでございます。このような御住所、避難元にあった住民票

がどこにあって、現住所としては稲城市のここにあるといった情報のネットワークについては、全国的に、LGWANというネットワークでございますけれども、総務省系のシステムが稼働しているということがございます。

一方で、今回の御質問にあります避難者の支援システムにつきましては、実際に統治が被災地になって、そこでさまざまな事務、救助事務も含めて、いろいろなものを包括的に、紙ベースではなくて電算で一括処理をする。そのことによって円滑に被災者の支援業務ができるというものだと認識しておりますけれども、これにつきましては、先ほど第1答弁で部長からもお答えいたしましたとおり、単独で入れるということよりは、複数の団体で入れられれば、そのほうがスケールメリットもあるのではないかとということで、今後、複数の団体での導入にも向けて検討させていただきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 高橋市長は、市長としてのスタートを切って間もない時期に被災地である福島県相馬市に行かれたことを伺いましたけれども、これからも言行一致のリーダーシップを発揮していただき、市民のための施策をどんどん進めていただけるものと大いに期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。